

[事案 2024-318] 契約取消等請求

・令和7年1月31日 不受理決定

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約者を法人、被保険者を従業員として契約した養老保険について、被保険者の退職にともない保険会社に解約請求したが、被保険者が解約請求日より前に死亡し、被保険者の相続人に死亡保険金が支払われることとなったため、契約取消または遡及解約を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件では、死亡保険金受取人である被保険者の相続人が重大な利害関係を有しているため、被保険者の相続人に対する主張・立証の機会等の手続的保障が必要となるところ、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、本件の当事者でない被保険者の相続人への事実確認を行う権限を持っていないことから、申立てを不受理とした。